

川越市 A E D 普及推進計画 取組報告書

令和 6 年 5 月

川越市保健医療部保健医療推進課

はじめに

心肺停止には、心肺蘇生と自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）による救命処置が効果的であるとされています。

心肺停止者の生存率は、救命処置が１分遅れるごとに７～１０％ずつ低下するといわれていますが、救急車が救命現場に到着するまでには、全国平均約１０分以上※１かかるといわれています。救命現場に居合わせた一般市民（非医療従事者）による救命処置が重要となることから、国では、平成１６年７月から一般市民によるＡＥＤの使用が認められることとなりました。※２

そこで、本市では、平成１８年２月に、埼玉県や県内他市に先駆けて、市の主な施設にＡＥＤを設置するとともに、平成２１年３月に「川越市ＡＥＤ普及推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、ＡＥＤの普及推進を図ってまいりました。

３期１５年にわたる計画期間において、市有施設へのＡＥＤ設置（１９６台）や、市民等へのＡＥＤ貸出制度の創設などに取り組み、計画当初の目的は達成されたことから、計画は令和５年度をもって終了となりますが、本市では、引き続き、ＡＥＤの普及推進に努めてまいります。

この報告書は、今後のＡＥＤの普及推進の一助となるよう、これまでの本市の取組及び今後の取組の方向性をまとめたものです。

※１ 「令和５年版 救急・救助の現況」（総務省消防庁 令和５年１月２６日発表）では、令和４年中の救急自動車による救急業務実施状況として、現場到着所要時間（入電から現場到着までの所要時間）は、全国平均約１０.３分（埼玉県平均約１０.１分）とされている。

※２ 「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」（平成１６年７月１日 医政発第０７０１００１号 厚生労働省医政局長通知）

目 次

1	川越市A E D普及推進計画の策定経緯	1
2	計画の概要	2
3	A E Dの設置状況	3
4	A E Dの貸出状況	6
5	A E D使用事例	7
6	市職員への救命講習	9
7	A E Dの普及啓発について	10
8	今後の取組について	11

I 川越市 A E D 普及推進計画の策定経緯

心肺停止はきわめて重篤な病態であるが、早い心肺蘇生、早い除細動を行うことにより、救命率が特段に向上すると言われている。

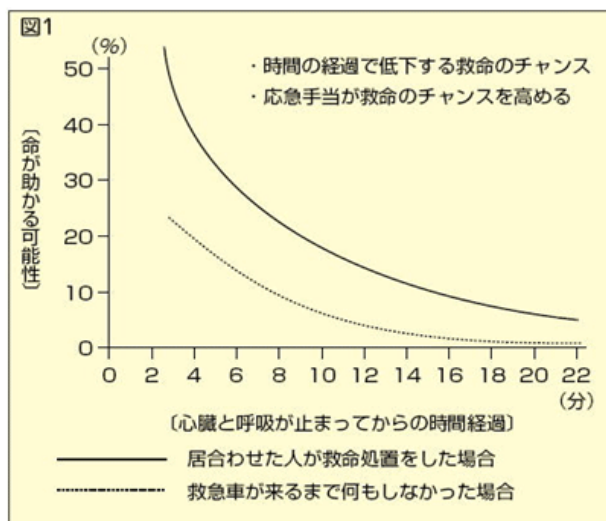
一方で、心肺停止者の生存率は、救命処置が1分遅れるごとに7～10%ずつ低下するといわれており、また、救急車の現場到着所要時間は、全国平均約10.3分（埼玉県平均約10.1分）※¹とされている。

そこで、救命現場に居合わせた一般市民（非医療従事者）による救命処置が重要となることから、国では、従来、医療従事者のみに認められていた A E D の使用について、平成16年7月1日付け厚生労働省医政局長通知※²により、法的にも一般市民による使用が認められることとなった。

こうした状況を背景として、本市では、平成18年2月に、埼玉県や県内他市に先駆けて多くの市民・観光客が訪れる市の主な施設、127施設に合計132台の自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）を設置することとした。

また、埼玉県では、A E D の普及推進を図るため、平成18年5月に「埼玉県 A E D 普及推進計画」（平成18年度～平成22年度）（以下「県計画」という。）が策定され、A E D の設置促進や救命講習会の受講促進等が進められることとなった。

そこで、本市では、県計画に基づき推進を図っていたが、本市における A E D の効果的な設置推進等を計画的に進める必要性に鑑み、平成21年3月に、平成21年度を初年度とする「川越市 A E D 普及推進計画」（以下「本計画」という。）を策定した。



Holmberg M et al. Effect of bystander cardiopulmonary resuscitation in out-of-hospital cardiac arrest patients in Sweden. Resuscitation 47:59-70, 2000. より、一部改変して引用

（参考）「応急手当講習テキスト」（一般財団法人救急振興財団）より

※1 「令和5年版 救急・救助の現況」（総務省消防庁 令和5年1月26日発表）では、令和4年中の救急自動車による救急業務実施状況として、現場到着所要時間（入電から現場到着までの所要時間）は、全国平均約10.3分（埼玉県平均約10.1分）とされている。

※2 「非医療従事者による自動体外式除細動器（A E D）の使用について」（平成16年7月1日 医政発第0701001号 厚生労働省医政局長通知）

2 川越市 A E D 普及推進計画の概要

(1) 計画の趣旨

A E D の必要性や有効性などの啓発を通し、人命救助の理念を普及するとともに、心肺停止者の救命率の向上を目指す。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、川越市保健医療計画の実施計画として位置付け、川越市総合計画及び川越市保健医療計画と整合を図りながら推進する。

(3) 計画の期間

本計画は、1 期 5 年とし、第 1 期から第 3 期まで策定し、15 年にわたって取り組んできた。

	計画期間
第 1 期	平成 21 (2009) 年度から平成 25 (2013) 年度
第 2 期	平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年度
第 3 期	平成 31 (2019) 年度から令和 5 (2023) 年度

(4) 主な取組実績

本市では、当初、県計画等に沿って A E D にかかる取組を進め、平成 21 年度からは、本計画に基づき、A E D の普及推進を図ってきた。

取組開始時期	取組内容	取組実績 (令和 6 年 3 月末時点)
H17 年 4 月～	市職員への普通救命講習の開催	受講率 : 89.0% 受講者数 : 延 3,650 人
H18 年 1 月～	市有施設への A E D の設置 (当初 132 台導入)	設置台数 : 196 台
H20 年～	市職員の応急手当普及員の養成を開始	応急手当普及員数 : 26 人 (在職数)
H21 年 9 月～	A E D の貸出制度の創設	貸出件数 : 450 件
H21 年 10 月～	埼玉県 A E D 設置等届出システムへの届出開始	

3 A E D の設置状況

本市では、多くの市民や観光客が訪れる市有施設を対象に、平成 17 年度から A E D の設置を進めてきた。

当初予定していた市有施設への設置は、第 1 期計画期間内にほぼ完了し、第 2 期計画以降は、新規施設への設置等を進めた。

本市（保健医療推進課所管）が設置した A E D（以下「市所管 A E D」という。）の台数は、令和 6 年 3 月末時点で 196 台となっており、185 箇所の市有施設に設置している。

●市所管 A E D 設置台数の推移

計画期間	年月	導入内容等	設置台数
—	H18 年 2 月	132 台導入（132 台新設）【賃貸借】	132 台
第 1 期	H21 年 10 月	26 台導入（26 台新設）【賃貸借】	158 台
	H21 年 12 月	20 台導入（20 台新設）【購入】	178 台
	H25 年 2 月	142 台導入（132 台入替、10 台新設）【賃貸借】	188 台
第 2 期	H28 年 10 月	52 台導入（46 台入替、6 台新設）【賃貸借】	194 台
	H31 年 2 月	144 台導入（142 台入替、2 台新設）【賃貸借】	196 台
第 3 期	R 4 年 10 月	52 台導入（52 台入替）【賃貸借】	196 台

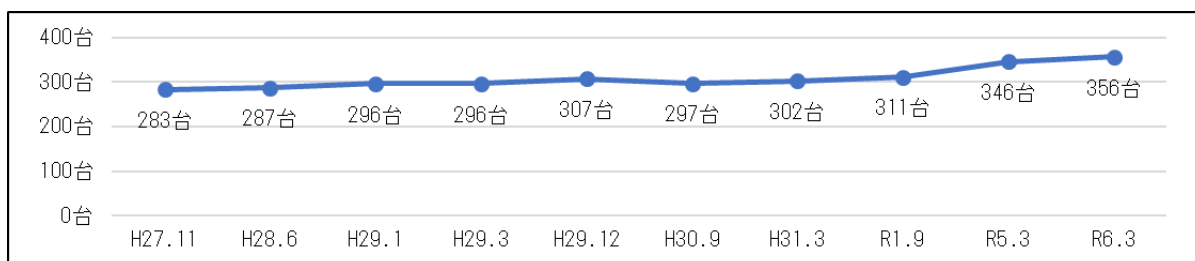
※平成 18 年 2 月に設置した主な施設

本庁舎、地域ふれあいセンター、葬祭施設、文化施設、運動施設、総合福祉センター、保健所、総合保健センター、観光施設、公園施設、公民館、図書館、博物館、市立学校 等

なお、民間施設においても設置が進んでおり、川越市内において、埼玉県に設置届出がされ、公表可とされている A E D の台数は、令和 6 年 3 月末時点で 356 台となっている。

●川越市内における埼玉県への設置届出台数（公表可としている A E D の台数に限る）

基準日	H27.11	H28.6	H29.1	H29.3	H29.12	H30.9	H31.3	R1.9	R5.3	R6.3
台数	283台	287台	296台	296台	307台	297台	302台	311台	346台	356台



※台数は各基準日の月末時点。令和 5 年 3 月のみ 24 日時点の台数。

●川越市の市有施設におけるAED設置状況（令和6年3月末時点） 196台

No.	設置場所	設置時期	No.	設置場所	設置時期
1	市役所本庁舎1階	H27.3.1	51	名細保育園	H21.10.1
2	市役所本庁舎2階	H18.2.1	52	大東保育園	H21.10.1
3	市役所本庁舎3階	H18.2.1	53	古谷保育園	H21.10.1
4	市役所本庁舎4階	H18.2.1	54	脇田新町保育園	H21.10.1
5	市役所本庁舎5階	H18.2.1	55	今成保育園	H21.10.1
6	市役所本庁舎6階	H18.2.1	56	高階保育園	H21.10.1
7	市役所東庁舎	H18.2.1	57	新宿町保育園	H21.10.1
8	市役所庁舎分室	H25.2.1	58	霞ヶ関第二保育園	H21.10.1
9	市役所公用車管理棟	H29.11.15	59	南古谷保育園	H21.10.1
10	市役所北側駐車場詰所	H29.11.15	60	名細第二保育園	H21.10.1
11	市役所南側駐車場詰所	H31.2.1	61	高階第二保育園	H21.10.1
12	北部地域ふれあいセンター	H18.2.1	62	神明町保育園	H21.10.1
13	霞ヶ関北市民センター	H18.2.1	63	高階第三保育園	H21.10.1
14	東部地域ふれあいセンター	H18.2.1	64	南古谷第二保育園	H21.10.1
15	川越駅西口第一自転車駐車場	H21.12.18	65	古谷第二保育園	H21.10.1
16	川越駅西口第二自転車駐車場	H21.12.18	66	川鶴保育園	H21.10.1
17	川越駅西口第三自転車駐車場	H28.10.1	67	児童発達支援センター	H31.4.1
18	川越駅東口自転車駐車場	H21.12.18	68	保健医療推進課	H31.4.1
19	本川越駅前自転車駐車場	H21.12.18	69	保健医療推進課	H27.4.1
20	的場駅前自転車駐車場	H21.12.18	70	保健医療推進課	H31.2.1
21	南大塚駅南口自転車駐車場	H21.12.18	71	ふれあい歯科診療所	H24.4.1
22	新河岸駅自転車駐車場	H21.12.18	72	保健所	H18.2.1
23	放置自転車保管場所	H28.10.1	73	総合保健センター	H18.2.1
24	川越駅西口連絡所	R2.6.1	74	資源化センター（環境プラザ1階）	H22.2.22
25	斎場	H18.2.1	75	資源化センター（収集管理棟）	H25.2.1
26	市民聖苑やすらぎのさと	H18.2.1	76	東清掃センター	H21.12.18
27	やまぶき会館	H27.7.1	77	資源化センター（環境プラザ2階）	H25.2.1
28	西文化会館	H18.2.1	78	資源化センター（熱回収施設）	H25.2.1
29	南文化会館	H18.2.1	79	資源化センター（リサイクル施設）	H25.2.1
30	ウエスタ川越	H27.3.20	80	小畔の里クリーンセンター	H21.12.18
31	ウエスタ川越	H27.3.20	81	環境衛生センター	H28.10.1
32	ウエスタ川越	H27.3.20	82	川越駅東口公共地下駐車場	H25.2.1
33	川越武道館	H18.2.1	83	産業観光館（小江戸蔵里）	H21.12.18
34	川越運動公園総合体育館	H18.2.1	84	サンライフ川越・芳野台体育館	H18.2.1
35	川越運動公園陸上競技場	H18.2.1	85	川越しごと支援センター	H30.7.17
36	国際交流センター	H18.2.1	86	農業ふれあいセンター	H18.2.1
37	美術館	H18.2.1	87	川越まつり会館	H18.2.1
38	総合福祉センター	H18.2.1	88	仲町観光案内所	H23.12.28
39	みよしの支援センター	H28.2.1	89	旧山崎家別邸	H28.10.1
40	職業センター	H18.2.1	90	元町休憩所	H28.10.1
41	養護老人ホームやまぶき荘	H21.10.1	91	公園管理事務所（市民プール）	H18.2.1
42	老人福祉センター西後楽会館	H18.2.1	92	公園管理事務所（初雁球場）	H18.2.1
43	小ヶ谷老人憩いの家	H21.10.1	93	安比奈親水公園管理詰所	H18.2.1
44	高階北老人憩いの家	H21.10.1	94	上戸緑地管理詰所	H18.2.1
45	川越市子育て安心施設	R3.7.5	95	新河岸駅周辺地区整備事務所	H28.10.1
46	児童センターこどもの城	H21.10.1	96	川越市小仙波庁舎	H25.2.1
47	中央保育園	H21.10.1	97	上下水道局庁舎	H18.2.1
48	仙波町保育園	H21.10.1	98	上下水道管理センター	H21.12.18
49	小室保育園	H21.10.1	99	中福受水場	H24.12.19
50	霞ヶ関保育園	H21.10.1	100	霞ヶ関第二浄水場	H24.12.19

No.	設置場所	設置時期
101	大東西学童保育室	R4.4.27
102	中央学童保育室	H18.2.1
103	新宿学童保育室	H18.2.1
104	南古谷学童保育室	H18.2.1
105	霞ヶ関北学童保育室	H18.2.1
106	芳野学童保育室	R4.4.27
107	高階北学童保育室	H18.2.1
108	小堤集会所	H18.2.1
109	中央公民館	H18.2.1
110	さわやか活動館	H18.2.1
111	南公民館	H18.2.1
112	北公民館	H18.2.1
113	芳野公民館	H18.2.1
114	古谷公民館	H18.2.1
115	南古谷公民館	H18.2.1
116	高階公民館	H18.2.1
117	高階南公民館	H18.2.1
118	福原公民館	H18.2.1
119	大東公民館	H18.2.1
120	大東南公民館	H18.2.1
121	山田公民館	H18.2.1
122	名細公民館	H18.2.1
123	霞ヶ関公民館	H18.2.1
124	霞ヶ関西公民館	H31.4.1
125	霞ヶ関北公民館	H18.2.1
126	伊勢原公民館	H18.2.1
127	川鶴公民館	H18.2.1
128	中央図書館	H18.2.1
129	西図書館	H18.2.1
130	川越駅東口図書館	H18.2.1
131	高階図書館	H21.12.18
132	博物館	H18.2.1
133	川越城本丸御殿	H25.2.1
134	菅間学校給食センター	H21.12.18
135	今成学校給食センター	H21.12.18
136	菅間第二学校給食センター	H29.8.1
137	市立川越高等学校	H18.2.1
138	市立川越高等学校	H25.2.1
139	教育センター	H25.2.1
140	教育センター分室(リバーラ)	H25.2.1
141	あけぼの・ひかり児童園旧園舎	R1.7.1
142	川越第一小学校	H18.2.1
143	川越小学校	H18.2.1
144	中央小学校	H18.2.1
145	仙波小学校	H18.2.1
146	武蔵野小学校	H18.2.1
147	新宿小学校	H18.2.1
148	大塚小学校	H18.2.1
149	泉小学校	H18.2.1
150	月越小学校	H18.2.1

No.	設置場所	設置時期
151	今成小学校	H18.2.1
152	芳野小学校	H18.2.1
153	古谷小学校	H18.2.1
154	南古谷小学校	H18.2.1
155	牛子小学校	H18.2.1
156	高階小学校	H18.2.1
157	高階南小学校	H18.2.1
158	高階北小学校	H18.2.1
159	高階西小学校	H18.2.1
160	寺尾小学校	H18.2.1
161	福原小学校	H18.2.1
162	大東東小学校	H18.2.1
163	大東西小学校	H18.2.1
164	霞ヶ関小学校	H18.2.1
165	霞ヶ関南小学校	H18.2.1
166	霞ヶ関北小学校	H18.2.1
167	霞ヶ関東小学校	H18.2.1
168	霞ヶ関西小学校	H18.2.1
169	川越西小学校	H18.2.1
170	名細小学校	H18.2.1
171	上戸小学校	H18.2.1
172	広谷小学校	H18.2.1
173	山田小学校	H18.2.1
174	川越第一中学校	H18.2.1
175	初雁中学校	H18.2.1
176	富士見中学校	H18.2.1
177	野田中学校	H18.2.1
178	城南中学校	H18.2.1
179	芳野中学校	H18.2.1
180	東中学校	H18.2.1
181	南古谷中学校	H18.2.1
182	高階中学校	H18.2.1
183	高階西中学校	H18.2.1
184	寺尾中学校	H18.2.1
185	砂中学校	H18.2.1
186	福原中学校	H18.2.1
187	大東中学校	H18.2.1
188	大東西中学校	H18.2.1
189	霞ヶ関中学校	H18.2.1
190	霞ヶ関東中学校	H18.2.1
191	霞ヶ関西中学校	H18.2.1
192	川越西中学校	H18.2.1
193	名細中学校	H18.2.1
194	鯨井中学校	H18.2.1
195	山田中学校	H18.2.1
196	川越市立特別支援学校	H18.2.1

※No.68、69、91は貸出用として使用（No.91は市民プール営業期間外に限る）

4 AEDの貸出状況

多くの市民が参加する行事等における救命効果を向上させるため、市所管AEDによる貸出制度を平成21年9月より実施している。

貸出用AEDは、現在3台（市民プール開園期間は2台）あり、貸出手続きは本庁舎で行っている。

貸出件数は、令和6年3月末までに450件である。

貸出用AEDの貸出内訳を行事種別でみると、運動関係が316件で最も多く、全体の約70%となっている。また、貸出団体別にみると、学校（市立）が215件で最も多く、全体の約48%となっている。

●貸出用AEDの貸出件数

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
貸出件数	1件	3件	4件	11件	20件	31件	42件	34件	39件	55件	48件	14件	30件	55件	63件	450件

●貸出用AEDの貸出内訳（平成21年度～令和5年度）

行事種別 貸出団体	運動	観光	文教	福祉	地域活動	その他	合計
市	28件	25件	9件		27件	13件	102件
学校(市立)	208件		6件			1件	215件
学校(市立以外)	16件						16件
公的団体	15件	13件		7件			35件
任意団体	47件	7件	1件	3件		1件	59件
自治会	2件				13件		15件
企業		1				7件	8件
合計	316件	46件	16件	10件	40件	22件	450件

●AEDの貸出制度（川越市AED貸出しに関する要綱）（令和6年3月末時点）

1. 貸出対象・条件

次のいずれにも該当する催しを開催する場合に貸し出す。

- (1) 市内において市民が参加し、又は参加が見込まれる行事等であること。
- (2) 市内に在住又は在勤する者が属する団体が主催する行事等であること。

2. 貸出期間 貸出開始日から起算して8日以内

3. 貸出費用 無料

4. 貸出方法等 貸出しを希望する日の1か月前から1週間前までに、「AED貸出申請書」を保健医療推進課（本庁舎2階）に提出

5 A E Dの使用事例

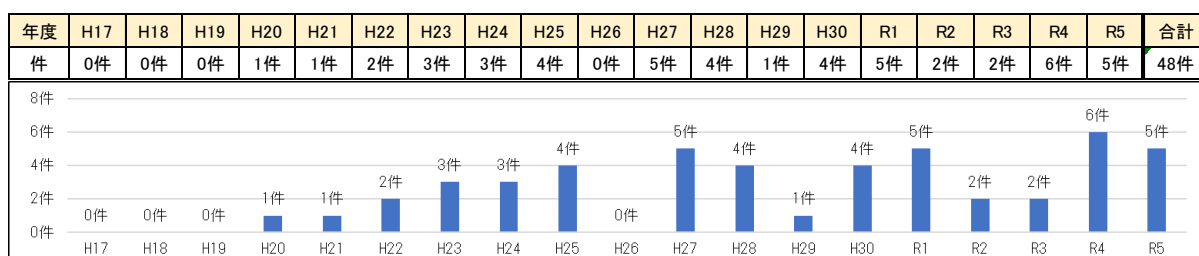
市所管A E Dの使用状況は、除細動を実施しなかった事例も含め、平成18年2月から令和6年3月末までに48件あった。

また、市所管A E Dの使用事例48件のうち、A E Dによる除細動が必要とされた件数は22件あった。

使用事例を要救護者別にみると、高齢者が20件で最も多く、使用場所別にみると、市施設が38件で、このうち市立学校が22件（うち校庭11件）となっている。

また、使用場面別にみると、使用場面が判明している事例においては、運動中が最も多い状況となっている。

●市所管A E Dの使用事例件数



●市所管A E D使用実績

【要救護者別】

	合 計	使用場所				使用場面	
		市施設	うち学校 (校庭)	うち学校 (校庭以外)	その他	運動中	その他
高齢者	20件	15件	2件	0件	5件	5件	15件
成人	11件	7件	2件	2件	4件	5件	6件
児童	2件	2件	1件	1件	0件	1件	1件
学生	11件	11件	4件	7件	0件	6件	5件
その他	4件	3件	2件	1件	1件	2件	2件
合 計	48件	38件	11件	11件	10件	19件	29件

【使用場所別】

	合 計	要救護者					使用場面	
		高齢者	成人	児童	学生	その他	運動中	その他
市施設	38件	15件	7件	2件	11件	3件	18件	20件
うち学校（校庭）	11件	2件	2件	1件	4件	2件	9件	2件
うち学校（校庭以外）	11件	0件	2件	1件	7件	1件	3件	8件
その他	10件	5件	4件	0件	0件	1件	1件	9件
合 計	48件	20件	11件	2件	11件	4件	19件	29件

【使用事例の内訳】

No.	年度	場 所	要救護者 ※高齢者は65歳以上 ※児童は小学生以下	状 況	対処者	除細動	効果
1	H20	市施設	高齢者	要救助高齢者の発見	市民、職員	実施	救命
2	H21	市施設	成人	運動中の市民	市民(看護師、消防署員)	実施	救命
3	H22	市施設	高齢者	歩行中の高齢者	職員(看護師)	実施	引継
4		学校(校庭)	成人	運動中の市民	市民、教諭	実施	救命
5	H23	その他	成人	勤務中の市民	市民、近隣設置施設職員	不必要	引継
6		学校(校庭)	成人	運動中の市民	市民(消防団員)	実施	救命
7		学校(校庭以外)	不明	運動中の市民	教諭	実施	引継
8	H24	その他	高齢者	聴講中の高齢者	近隣設置施設職員	実施	引継
9		その他	不明	作業中の市民	市民	実施	救命
10		市施設	高齢者	歩行中の高齢者	職員	不必要	引継
11	H25	学校(校庭)	不明	運動中の市民	市民、教諭	実施	救命
12		その他	成人	運動中の市民	市民、職員(消防、保健師)	実施	救命
13		学校(校庭)	高齢者	見学中の高齢者	教諭	実施	引継
14		学校(校庭以外)	児童	児童	教諭	不必要	引継
15	H27	市施設	成人	要救助者の発見	職員	不必要	引継
16		市施設	高齢者	運動中の高齢者	市民、委託業者社員	実施	救命
17		市施設	高齢者	運動中の高齢者	市民、職員	不必要	引継
18		学校(校庭)	児童	運動中の児童	職員、教諭	不必要	引継
19		市施設	高齢者	高齢者	職員	実施	引継
20	H28	市施設	成人	運動中の市民	職員・一般市民	実施	救命
21		その他	高齢者	高齢者	看護職員・介護職員(民間)	判定中	引継
22		学校(校庭)	不明	見学中の市民	看護師・教諭・一般市民	不必要	救命
23		学校(校庭以外)	成人	勤務中の市民	教諭	不必要	引継
24	H29	市施設	高齢者	就寝中の高齢者	職員	不必要	引継
25	H30	学校(校庭)	学生	運動中の学生	職員	不必要	引継
26		学校(校庭以外)	学生	要救助生徒の発見	教職員	不必要	引継
27		学校(校庭)	高齢者	運動中の高齢者	看護師	実施	救命
28		市施設	高齢者	運動中の高齢者	職員	実施	救命
29	R1	市施設	高齢者	臥床中	職員	不必要	引継
30		その他	高齢者	高齢者	職員・市民	実施	引継
31		学校(校庭)	学生	運動中の学生	職員	不必要	引継
32		市施設	高齢者	居室において静養中	職員	実施	引継
33		その他	高齢者	手術後	医師	実施	救命
34	R2	学校(校庭以外)	学生	その他(不明含む)	教諭	不必要	引継
35		市施設	高齢者	その他(不明含む)	施設職員	不必要	引継
36	R3	学校(校庭以外)	学生	運動中の学生	教諭	不必要	救命
37		市施設	高齢者	運動中の高齢者	施設職員	実施	救命
38	R4	学校(校庭以外)	児童	授業後	教員	不必要	引継
39		その他	高齢者	施設利用中	施設職員	不必要	引継
40		学校(校庭以外)	学生	授業中	教員	不必要	引継
41		その他	成人	休憩中の市民	職員	実施	救命
42		その他	成人	路上で接触事故	職員	不必要	引継
43		学校(校庭以外)	学生	運動中	職員	不必要	引継
44	R5	学校(校庭以外)	成人	その他(不明含む)	職員、参列者等	不必要	引継
45		学校(校庭以外)	学生	その他(不明含む)	職員	不必要	引継
46		市施設	高齢者	その他(不明含む)	施設職員	不必要	引継
47		学校(校庭)	学生	運動中	教諭	不必要	引継
48		学校(校庭)	学生	運動中	教諭	実施	引継

6 市職員への救命講習

本市では、平成 17 年度から毎年度、市職員を対象に A E D の操作方法も含めた救命講習を実施している。

市職員に対する救命講習は、半日のプログラムとなる普通救命講習 I について、年 6 回開催している。

対象者は、未受講の職員のほか、前回の受講後 2 年以上を経過した職員とし、また、市所管 A E D を設置する市有施設（以下「市所管 A E D 設置施設」という。）において、救命講習の受講者が少ない施設の職員の受講を優先するなど、A E D が有効に活用できる体制づくりにも配慮している。

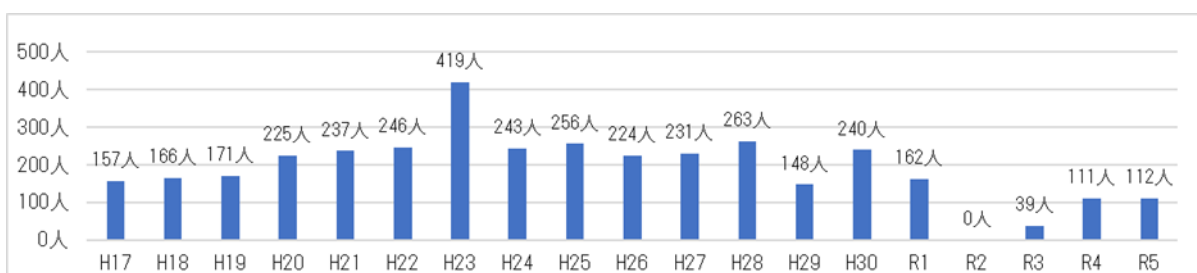
なお、市職員に対する救命講習の講師は、応急手当普及員講習 I を修了した職員が行っており、職員の応急手当普及員の養成にも努めている。

令和 6 年 3 月末までの救命講習の修了者数は延べ 3,650 人で、令和 6 年 3 月末における受講率は 89.0% となっている。令和 2 年度及び 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止や規模を縮小して実施した。

このほか、保育課では保育士を、環境施設課では清掃事業従事者等を、教育指導課では市立学校の教職員を、教育財務課では放課後児童支援員を対象として、救命講習を実施している。

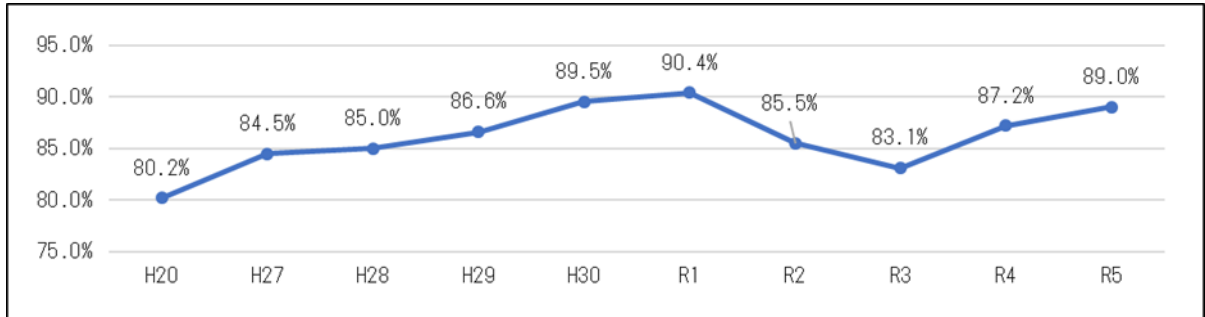
●市職員の受講者数（普通救命講習）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
受講者数	157人	166人	171人	225人	237人	246人	419人	243人	256人	224人
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
受講者数	231人	263人	148人	240人	162人	0人	39人	111人	112人	3,650人



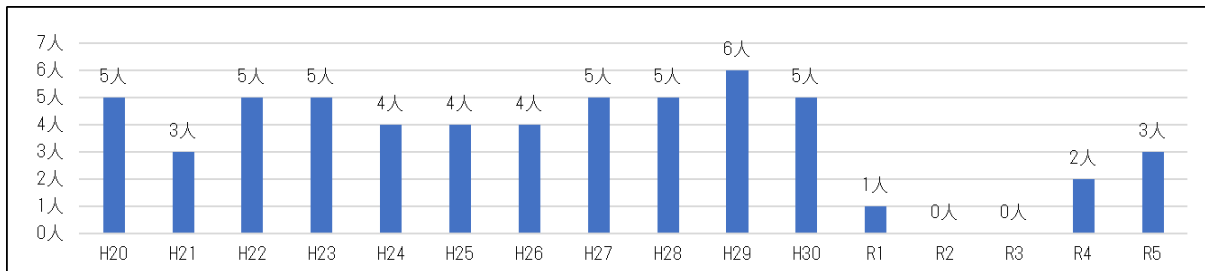
●市職員の受講率

年 度	H20	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
受講率	80.2%	84.5%	85.0%	86.6%	89.5%	90.4%	85.5%	83.1%	87.2%	89.0%



●市職員の応急手当普及員講習Ⅰの受講者数

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
受講者数	5人	3人	5人	5人	4人	4人	4人	5人	5人	6人	5人	1人	0人	0人	2人	3人
累 計	5人	8人	13人	18人	22人	26人	30人	35人	40人	46人	51人	52人	52人	52人	54人	57人
在職数	5人	8人	13人	18人	22人	26人	26人	34人	36人	38人	41人	38人	35人	33人	30人	26人

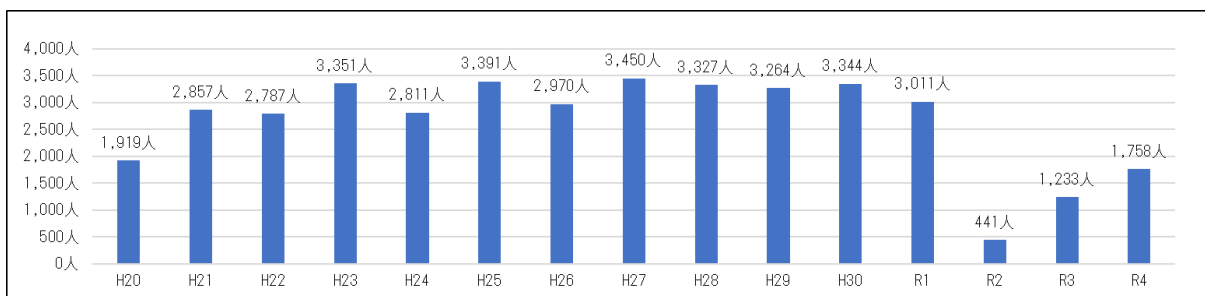


(参考)

川越地区消防局では、市民等を対象として普通救命講習等を開催している。

●市民等の受講者数（普通救命講習、上級救命講習）※令和5年刊行「消防年報」より

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
合 計	1,919人	2,857人	2,787人	3,351人	2,811人	3,391人	2,970人	3,450人	3,327人	3,264人	3,344人	3,011人	441人	1,233人	1,758人
普通救命講習	1,755人	2,727人	2,538人	3,171人	2,615人	3,224人	2,830人	3,368人	3,221人	3,179人	3,130人	2,866人	441人	1,233人	1,723人
上級救命講習	164人	130人	249人	180人	196人	167人	140人	82人	106人	85人	214人	145人	0人	0人	35人



7 A E Dの普及啓発について

本市では、「すこやかマップ（川越市医療マップ）」に市所管A E D設置施設などの情報を掲載し、主に市内転入者に配布しており併せてマップのデータを市ホームページにて公開している。

また、インターネット上で公開されている「小江戸川越マップ」、「埼玉県A E Dマップ」、「日本救急医療財団全国A E Dマップ」において、市所管A E D設置施設の所在地、電話番号、使用可能曜日・時間、施設内の配置場所などの詳細な情報を掲載している。

さらに、民間事業者等によりA E Dが設置された市内の施設についても、埼玉県の公表情報をもとに市ホームページに掲載するなど、A E Dに関する情報の周知に努めている。

8 今後の取組について

(1) AEDの設置

①市有施設への設置

引き続き、市有施設の新設や廃止、統合等に適宜対応しながら、適切な設置に努める。

なお、社会状況の変化等を踏まえ、「AEDの適正設置に関するガイドライン」（一般財団法人日本救急医療財団）※（以下「ガイドライン」という。）を参考にしながら、必要に応じて見直す。

※「AEDの適正設置に関するガイドライン」（一般財団法人日本救急医療財団）（平成25年9月9日作成、平成30年12月25日補訂）

AEDのさらなる普及拡大に当たり、単に設置数を増やすだけでなく、効果的かつ効率的な設置に向けた指針を求める声があったことから、一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会」において検討がなされ、取りまとめられたガイドライン。厚生労働省医療局長から、このガイドラインを参考にし、AEDの効果的かつ効率的な設置拡大を進めるよう通知されている。（「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインについて」（平成25年9月27日付け医政発0927第8号厚生労働省医政局長通知））

●「AEDの適正設置に関するガイドライン」（一般財団法人日本救急医療財団）より

表1：AEDの効果的・効率的設置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止（中でも電気ショックの適応である心室細動）の発生頻度が高い（人が多い、ハイリスクな人が多い）
2. 心停止のリスクがあるイベントが行われる（心臓震盪のリスクがある球場、マラソンなどリスクの高いスポーツが行われる競技場など）
3. 救助の手がある/心停止を目撃される可能性が高い（人が多い、視界がよい）
4. 救急隊到着までに時間を要する（旅客機、遠隔地、島しょ部、山間等）

②施設内での配置

引き続き、各施設においてAEDの適切な配置に努める。

なお、社会状況の変化等を踏まえ、ガイドラインを参考にしながら、必要に応じて見直す。

●「AEDの適正設置に関するガイドライン」（一般財団法人日本救急医療財団）より

表3：施設内でのAEDの配置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止から5分以内に電気ショックが可能な配置
 - 現場から片道1分以内の密度で配置
 - 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置
 - 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮
2. 分かりやすい場所（入口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板）
3. 誰もがアクセスできる（カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる）
4. 心停止のリスクがある場所（運動場や体育館等）の近くへの配置
5. AED配置場所の周知（施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等）
6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置

③設置情報の表示

引き続き、各施設において、AEDの設置情報の適切な表示に努める。

なお、社会状況の変化等を踏まえ、ガイドラインを参考にしながら、必要に応じて見直す。

●AEDマーク



(2) AEDの貸出

引き続き、貸出用AEDは3台を基本とし、「川越市AED貸出しに関する要綱」により、市所管AEDによる貸出制度を実施する。

また、より多くの行事等においてAEDが活用されるよう、貸出制度の周知を図るとともに、貸出用AEDの台数等は、貸出状況等を勘案しながら、必要に応じて見直す。

(3) AEDの管理

引き続き、AEDが確実に使用できるように、日常点検の実施や消耗品の適切な管理等を行う。

(4) 救命講習

引き続き、現状と同様の実施体制を継続するとともに、職員の応急手当普及員の養成も継続して取り組む。

なお、市職員に対する救命講習の受講対象や実施方法等は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直す。

また、市民等を対象とした救命講習については、引き続き川越地区消防局による開催の周知に協力する。

(5) AEDの普及啓発

引き続き、市内におけるAEDの有効な活用を図るため、市所管AED設置施設などに関する情報や、AEDに関する意識の啓発について、「すこやかマップ」やインターネット等を通じた情報周知に努める。

また、AEDに関する国、県、関係団体等の情報収集に努め、市民にとって、必要かつ有効な情報提供に努める。